

○こども学校応援地域交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育てや子供・教育に関するボランティア活動を行っている団体同士の連携した取組に対し、資金的な支援を行い、学校・家庭・地域が一体となった、地域総ぐるみで子供を育てようとする仕組みの実現を図ることを目的として交付する、こども学校応援地域交付金（以下「交付金」という。）の申請、決定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 主体団体 事業を共に実施する団体の中で、取りまとめ等の役割を果たし、特に主体となる団体をいう。
- (2) 連携団体 事業を共に実施する団体の中で、主体団体以外の団体をいう。

(団体の要件)

第3条 主体団体及び連携団体の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 構成員のおおむね5割以上が市民であること。
 - (2) 市内の学校又は地域で子供に係わるボランティア活動を行っていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体は主体団体及び連携団体として認めない。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的とする団体
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (3) 特定の公職の候補者（公職の候補者になろうとする者及び公職にある者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (4) 活動実体のない団体
 - (5) 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める団体

(交付対象事業)

第4条 交付金は、次の各号に掲げる要件を備えた事業（以下「交付対象事業」という。）に対して交付する。

- (1) 主体団体及び連携団体が連携して実施し、中心となるコーディネーターボランティアが存在すること。
- (2) 地域の子供の健やかな成長を支える取組であること。
- (3) 交付決定後に実施するもので、申請のあった年度の2月末日までに完了すること。

2 前項の規定にかかわらず、交付金は、次の各号に掲げる事業に対しては交付しない。

- (1) 営利を主たる目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (4) 特定の公職の候補者（公職の候補者になろうとする者及び公職にある者を含む）又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (5) 地域住民等の自由な参加を認めない事業
- (6) 思想、主義又は主張を広めることを目的とする事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業

(交付金額)

第5条 交付金の額は、1交付対象事業につき10万円を限度とし、交付することができる。ただし、予算の範囲内とする。

2 対象経費は、交付対象事業を準備及び実施するために必要となる消耗品費、印刷製本費その他市長が認めるものとする。

(交付の申請)

第6条 交付金を受けようとする主体団体は、市長が指定する日までに交付申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第1号の2）を市長に対して提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、当該申請に係る書類等の審査により当該申請の内容を査定の上交付の可否を決定し、その結果を速やかに交付・不交付決定通知書（様式第2号）により主体団体に通知する。

(交付金の交付)

第8条 交付金は、交付決定後、主体団体の請求により交付する。

2 主体団体は、前項の規定により交付金の交付を受けようとするときは、こども学校応援地域交付金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項による正当な請求を受理した日から30日以内に、交付金を交付する。

(交付決定事業の変更・中止申請)

第9条 交付の決定を受けた主体団体がその事業計画の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ関係書類を添えて変更・中止承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(変更・中止決定及び通知)

第10条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、変更・中止承認通知書(様式第5号)により主体団体に通知する。

(決定の取消し)

第11条 市長は、主体団体又は連携団体について偽りその他不正の行為が発覚した場合には、交付金の交付の決定を取り消すことができる。

(実績報告等)

第12条 主体団体は、交付金の交付を受けた事業が完了したときは、速やかに、次の各号に掲げる書類を添えて、実施報告書(様式第6号)及び事業報告書(様式第6号の2)を市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 事業の実施状況が分かる写真

(交付金の返還)

第13条 市長は、第10条の規定により交付決定事業の変更・中止申請を承認した場合において、すでに変更・中止後の額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える金額の返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、第 11 条の規定により交付金の交付の決定を取り消した場合において、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を確認し、支出金額を超える額の交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超えた金額の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 から施行する。